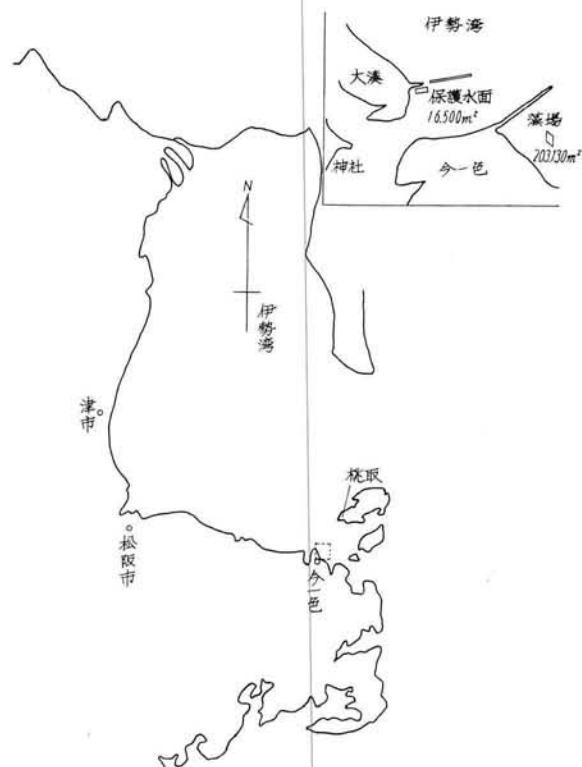


4 漁業就業構造の改善

将来において育成目標となる漁業経営への到達にあたり必要とされる経営の合理化、技術の高度化に対応しうるよう漁業者の技能および資質の向上を図るとともに、育成目標となる漁業経営が漁場および資源と均衡する形での適正就業構造を保持しうるよう、漁村労働力の産業間適正配分を実現する必要がある。

また、北勢地区のように臨海開発の影響を強く受けている地区における漁業者の所得安定を図るために、兼業部門の充実あるいは他業種転かんを促進する必要がある。



保護水面の区域図

3 愛知県における漁業の現状と開発利用計画について

鈴木忠雄（愛知県水試）

1 漁業の現状

愛知県における漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海の三つの海区に亘って操業され、夫々の漁業型態は多少の違いはあるけれども、沿岸零細漁業とのり養殖である。その漁場としての利用面積は港湾、航路など利用出来ない場所及び利用価値のない場所を除けば約10万ヘクタールが内湾漁業であり、渥美外海漁場が同程度（水深100メートルまで）と推定される。

またここで営まれる主たる漁船漁業は約2000経営体あり、過去6ヶ年

第1表 愛知海域の漁場面積

	面 積	利 用 率	漁場面積
伊 勢 湾	14万	50%	7万
三 河 湾	4万	70%	2万8千
渥 美 外 海	10万	-	10万8千

単位ヘクタール

の統計の平均で5万トン近い生産を挙げている。（総漁獲高の80%程度）

一方県下の漁業生産額の過半数はのり養殖業で、その漁場面積は6820ヘクタール、45万柵、8451経営体を数える。

第3表 のり養殖漁場

	面積 柵数	経営体
固定柵	4370 35万	
浮動柵	2450 10万	8451
計	6820 45万	(20461人)

参考 採苗網 100万枚

冷蔵網 41万枚

II 漁業の動向

漁業の動向としては第1に陸上の工業と都市の発展に伴い、湾奥部からの汚染区域の拡大や、第2に有機汚染と有害物質の沈積による底層、底質の悪化、及びそれに関連して産卵場の荒廃、藻場の減少などにより湾内の資源は余程有効な手段を構じない限り、減少はまぬかれない状況である。従って漁船漁業についてみる限り将来も楽観することは出来ない。

現在海の汚染防止の対策は何らとられていないが、県では昭和60年度完成目標に流域下水道計画を策定中であるので、この実現を期待したい。また積極的に海底質の浄化手段を開発して実施する必要がある。

現在とられている施策としては漁場改良造成、魚礁、築磯、藻場造成等が沿岸漁業構造改善事業などで行われているが、漁船漁業の将来は外海への比重が増加してゆくものと考えられる。

一方のり養殖については、気象、海況、汚染などにより不安定性はあるけれども、沖出しによって、漁場の拡大は可能であり、湾内冲合水域の富栄養化、高漁場の間引き、浮流し養殖技術の向上などによって、大巾な増加が期待出来る。

第4表 海面利用の生産性の比較

試みに内湾漁場における漁船漁業とのり養殖の生産性を比較すると単位面積当たり10倍の生産を挙げられることになる。

第2表 漁船漁業の実勢

	経営体	漁獲高
中型底びき	21	3,500～6,000トン
小型底びき	876	12,000～15,000トン
刺網	396	1,700～2,500トン
釣	482	800～1,400トン
バッヂ網	20	7,000～16,000トン
船びき網	145	3,000～7,000トン
小型定置		600～900トン
計	2,097	48,800トン

S 42～43年統計

過去6ヶ年統計

III 開発利用計画

以上の現状と動向から考えて愛知海域の開発利用に当たっては次のような骨子を考えられる。

伊勢・三河湾海区第一高文、漁業の水産みどりの総合計画

(1) 汚濁化の防止

(開発利用をはかる上での前提条件であり、また伊勢湾臨海で生活する人々の生活環境としても現在以上の汚染は許されない。昭和4~4年度から3ヶ年計画で実態の調査を行なっているので、汚染の実情は或る程度解明されると思われるが、東京湾や大阪湾程の汚染は進行していないようである。また水質と底質の二面から検討することがよいようである。

(2) 漁場環境の改善

底層の無酸素区域の拡大、赤潮、臨海部の埋立による海水の停滞、濁り、のりの退色など局部的一時的に生起する漁場環境阻害原因に対して綿密な調査と対策を実行することが必要である。

(3) のり漁場の総合計画の樹立

海面利用の上から生産性が大きく、魚類に対する保護水面としての効果も大きいので未利用海面に総合的のり漁場計画を樹立して合理的に免許する必要がある。この場合、次の二点について十分配慮する必要がある。

・アイ 小型船舶の航行の安全を確保する対策。

漁業法の精神に基き漁場は漁民の総有のものであるといふを第一の前提。

一応の叩き台としての私案を示せば第1図の如きものが考えられる。

崖壁の内陸部では漁業権の問題が複雑化するが、ここでは外洋部を主に想定する。

外洋部では漁業権の問題が複雑化するが、ここでは外洋部を主に想定する。

